

第173回平塚市都市計画審議会会議録

1 日 時 令和2年11月19日(木) 午後2時15分～午後3時05分

2 場 所 平塚市役所本館 410会議室

3 出席委員 13名

杉本 洋文、諸伏 清児、府川 勝、上野 仁志、山原 栄一、
枝川 眞弓、木下 洋司、佐藤 光夫、長尾 亨、中村 晃久、
堀 康紀、鎌田 耕造(代理 中村 宏)、相原 久彦

4 欠席委員 2名

梶田 佳孝、鳥海 衡一

5 平塚市出席者 まちづくり政策部長 田代 卓也

まちづくり政策課長 渡邊 浩

都市計画担当

課長代理 古部 永二郎

主 管 佐田富 雄一

主 査 須藤 元

主 査 遠藤 哲彦

まちづくり政策担当

課長代理 谷田部 栄司

主 査 米山 敬太

6 会議の成立 委員の2分の1以上の出席を得ており、平塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立していることを報告。

7 傍聴者 2名

8 議 事

(1) 審議案件

議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更(平塚市決定)

議案第239号 平塚市特定生産緑地の指定

【審議会開会】午後2時15分

(会 長)

事務局から定足数に達しているとの報告がありました。それでは、ただいまから第173回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先程、司会からお話がありましたとおり、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方は2名おります。それでは、これから会議を始めますので、傍聴者を入場させてください。

本日の会議を傍聴される皆さんに申し上げます。

先程、事務局からお渡しいたしました傍聴者の遵守事項をお守りください。

なお、遵守事項が守られない場合、平塚市都市計画審議会傍聴要領にしたがいまして、退場していただくことがありますのでご承知おきください。

次に、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定にしたがいまして、本日の審議会の議事録署名人をわたくしと相原久彦委員といたしますのでご了承願います。

それでは、お手元の次第、議事の審議案件であります、「議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更（平塚市決定）」について、議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更（平塚市決定）」についてご説明いたします。

議案の説明に入る前に、「生産緑地地区」の概要についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地地区の概要でございますが、生産緑地地区は、市街化区域内の優れた緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画に定められるものでございます。

その特徴といたしまして、土地所有者の方には、「農地を適正に管理しなければならない」といった管理の責務や、「住宅等の建築物を建てることができない」といった規制が伴うものでございます。

また反面、指定を受けることにより、「宅地並み課税から農地並み課税へと税が軽減される」といった利点もございます。

さらに、生産緑地地区の指定の解除に係る行為として、生産緑地法第10条の規定による生産緑地地区の買取り申出という制度もございます。

平成29年5月に生産緑地法が改正されたことを受け、平塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定し、平成31年3月15日に施行しました。

条文は、「生産緑地法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。」という内容に

なり、昨年度から生産緑地地区に指定できる区域の規模を300㎡まで引下げる運用を開始しました。

次に、生産緑地地区の追加指定の流れですが、生産緑地地区の追加指定は、生産緑地法第3条及び平塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条例に定めるもののほか、平塚市生産緑地地区追加指定基準に該当する農地について追加指定をしています。

平塚市生産緑地地区追加指定の基準では、追加指定できる要件として、大きく2つ規定しておりまして、1つ目に「公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地等であること」、また、2つ目に「既に指定された生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られる一団の農地等であること」としておりまして、2つの内のいずれかに該当するものを対象としています。

指定基準を満たしている農地であれば、追加指定申出書を提出していただき、内容の審査を経て、県との協議や縦覧等の手続きをした後に、都市計画審議会にて審議するという流れになっています。

なお、令和2年6月8日から6月19日まで追加指定に係る窓口相談を実施した結果、追加指定申出書の提出が7件あり、その全てを今回の変更案に記載しています。

次に、買取り申出に関する一連の流れについてご説明いたします。

まず、買取り申出制度でございますが、生産緑地地区の買取り申出ができる要件として2点ございます。

1点目は、生産緑地地区の指定から30年が経過した場合でございます。

2点目は、生産緑地地区の農業経営の主たる従事者の死亡や身体の故障により営農が不可能になった場合でございます。

このいずれかの要件を満たす場合には、生産緑地地区の所有者が市長に対し、買取りの申出をすることができるという制度でございます。

なお、主たる従事者の身体の故障については、「生産緑地法施行規則第4条に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定事務取扱要綱」に基づき、平塚市故障認定審査会を経て、主たる従事者の状態について故障と認定するかどうかを決定しております。

買取りの流れは図のとおりでございます。

買取り申出が提出されますと、市や県の関係機関で買取りの検討を行い、公共用地として適当でないなど、買取りができない場合には、他の農業従事希望者への取得の斡旋を行います。

その斡旋が不調になりますと、「行為の制限解除」となり、建築行為等の他の土地利用が許され、生産緑地地区として管理する義務が無くなります。

その後、県との協議や縦覧等の手続きを行い、都市計画審議会にて審議するという流れになっております。

今回は、主たる従事者の死亡による変更が4箇所、主たる従事者の故障による変

更が1箇所でございます。

なお、追加指定、買取り申出等の生産緑地地区に係る都市計画の変更手続きにつきましては、神奈川県との申し合わせにより、年1回とりまとめて行うこととなっております。

以上が、生産緑地地区の概要及び手続きの流れでございます。

それでは、「議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更（平塚市決定）」についてご説明いたします。

今回の変更箇所は、14箇所でございます。

今回の内訳は、追加が7箇所、廃止が5箇所、一部廃止が1箇所、面積の変更が1箇所でございます。

生産緑地番号順に変更内容をご説明いたします。

まず初めに、北金目一丁目地内にあります赤丸で囲んだ箇所番号43の生産緑地地区でございます。

議案書の13ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

主たる従事者が亡くなり、昨年6月28日に土地所有者から生産緑地地区の買取り申出がされました。

生産緑地地区の買取り申出の流れで説明しました所定の手続きを経まして、昨年9月28日に生産緑地法に基づく行為制限の解除を行っておりまして、640㎡を廃止するものでございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区43を南西方向から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が廃止する区域でございます。

続きまして、横内にあります箇所番号49の生産緑地地区でございます。

議案書の14ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

主たる従事者が亡くなり、昨年7月26日に土地所有者から生産緑地地区の買取り申出がされました。

生産緑地地区の買取り申出の流れで説明しました所定の手続きを経まして、昨年10月26日に生産緑地法に基づく行為制限の解除を行っておりまして、2,490㎡を廃止するものでございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区49の中央より西側を南方向から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が廃止する区域でございます。

こちらの写真は、生産緑地地区49の中央より東側を西方向から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が廃止する区域でございます。

続きまして、東真土四丁目にあります箇所番号120の生産緑地地区でございます。

議案書の15ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

今年の5月20日に所有者から特定生産緑地に関する書類が提出された際に、生産緑地地区に指定されている面積と登記上の面積とに差異が生じていることが判明したため、都市計画上の面積を実態に即したものとするため、面積の変更を行うものでございます。

面積は、1,610㎡から1,620㎡へと変更します。

こちらの写真は、生産緑地地区120を南方向から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が120の区域でございます。今回は、面積の変更のみで区域の変更はありません。

続きまして、四之宮四丁目にあります箇所番号145の生産緑地地区でございます。

議案書の16ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

主たる従事者が、生産緑地法施行規則第4条に規定する故障により農業に従事することが出来なくなったため、今年2月28日に土地所有者から生産緑地地区の買取り申出がされたものでございます。

生産緑地地区の買取り申出の流れで説明しました所定の手続きを経まして、今年5月28日に生産緑地法に基づく行為制限の解除を行い、1,180㎡を廃止するものでございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区145を東方向から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が廃止する区域でございます。

続きまして、徳延にあります箇所番号263の生産緑地地区でございます。

議案書の17ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

主たる従事者が亡くなり、昨年7月26日に土地所有者から生産緑地地区の買取り申出がされました。

生産緑地地区の買取り申出の流れで説明しました所定の手続きを経まして、昨年10月26日に生産緑地法に基づく行為制限の解除を行っておりまして、2,120㎡を廃止するものでございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区263を北西から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が今回廃止する区域でございます。

続きまして、山下にあります箇所番号320の生産緑地地区でございます。

議案書の18ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

主たる従事者が亡くなり、昨年7月26日に土地所有者から生産緑地地区の買取り申出がされました。

生産緑地地区の買取り申出の流れで説明しました所定の手続きを経まして、昨年10月26日に生産緑地法に基づく行為制限の解除を行ったため、570㎡を廃止するものでございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区320を北東方向から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が今回廃止する区域でございます。

続きまして、上平塚にあります箇所番号343の生産緑地地区でございます。

議案書の19ページをご覧ください。

こちらの生産緑地地区は、平成4年に指定を行いました。

市道上平塚19号線整備事業により、当該生産緑地地区の一部が用地買収され、公共施設の敷地と供されたことから、令和2年6月30日に、生産緑地法第8条第4項に基づく生産緑地地区内行為通知書が提出されました。

黄色で囲まれた従前の面積810㎡のうち、用地買収された黄色で塗られた部分の90㎡を廃止し、赤で囲われた部分720㎡に区域を縮小するものでございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区343を北西方向から撮影したものでございます。

黄色で囲われた部分が変更前の区域で、黄色く塗られた部分が公共施設の敷地に供されたことから廃止し、赤で囲われた区域へと変更するものでございます。

続きまして、四之宮一丁目にあります箇所番号420の生産緑地地区でございます。

議案書の20ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月2日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、960㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区420を北から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

続きまして、西真土三丁目にあります箇所番号421の生産緑地地区でございます。

議案書の21ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月8日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、520㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区421を北西から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

続きまして、めぐみが丘二丁目にあります箇所番号422の生産緑地地区でございます。

議案書の22ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月15日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、1,050㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区422を北西方向から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

こちらの写真は、生産緑地地区422を南西方向から撮影したものでございます。同じく赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

続きまして、田村七丁目にあります箇所番号423の生産緑地地区でございます。議案書の23ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月14日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、650㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区423を南東から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区423を北から撮影したものでございます。同じく赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

続きまして、大神にあります箇所番号424の生産緑地地区でございます。

議案書の24ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月20日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、500㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区424を南西から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

続きまして、豊田小嶺にあります箇所番号425の生産緑地地区でございます。

議案書の25ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月20日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、610㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区425を南東から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区425を東から撮影したものでございます。

同じく赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

続きまして、南金目にあります箇所番号426の生産緑地地区でございます。

議案書の26ページをご覧ください。

こちらは、令和2年7月21日に、土地所有者より追加指定の申出を受けたものでございます。

「平塚市生産緑地地区追加指定基準」によりまして、当該農地は、公共施設等の敷地の用に供する土地として計画的に確保すべき農地であることから、生産緑地地区に追加指定をするものでございます。面積は、400㎡となります。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区426の南側部分を西から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

次に、こちらの写真は、生産緑地地区426の北側を南方向から撮影したものでございます。

赤色で囲われた部分が追加する区域でございます。

それでは、計画書についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

今回の変更は、全体の面積を約40.9haに変更するもので、備考欄には、ただいまご説明させていただきました生産緑地地区の大字、箇所番号、変更内容を記載しております。

備考欄の記載内容が多いためスライドを2枚に分けております。

お手元の議案書では1枚で記載されております。

続きまして、「新旧対照表」でございます。

議案書の3ページをご覧ください。

面積は、約41.2haから約40.9haと0.3haの減少となります。

それに対し、箇所数は、293箇所から295箇所へ2箇所の増加となります。

続きまして、平塚都市計画生産緑地地区の変更の理由書でございます。

議案書の2ページをご覧ください。

生産緑地地区に関する都市計画は、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的かつ永続的に保全するため、平成4年に当初決定し、これまで追加指定等の変更を行ってきたところです。

平成31年3月には、生産緑地地区の指定面積の要件を「300平方メートル」

に引下げる「平塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、さらなる都市農地の保全、活用に努めているところです。

今回、生産緑地法第10条に基づく「主たる従事者の死亡等」による買取りの申出がなされていたが、その申出の日から起算して、三月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われず、同法第14条により行為の制限が解除された地区、同法第8条第4項に基づき生産緑地地区内行為通知書が提出され、公共施設の敷地の用に供されることとなった地区、生産緑地地区内の農地の測量によって面積が変更となった地区及び追加指定の申出のあった地区について、本案のとおり変更するものです。

都市計画法による都市計画の案の縦覧の結果についてご説明いたします。

生産緑地地区の変更につきましては、令和2年10月19日から11月2日まで縦覧しましたところ、縦覧者数0名、意見書の提出0件でございました。

「議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更（平塚市決定）」についての説明は以上となります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

(会 長)

事務局より説明がございました。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

意見がないようですので、ここで採決いたしたいと思います。「議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更（平塚市決定）」につきましては、原案どおりに決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

「ご異議なし」ということですので、「議案第238号 平塚都市計画生産緑地地区の変更（平塚市決定）」は原案どおり決定いたしました。

この議決決定に関する答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

それでは、ここでの答申書の作成を省略させていただき、答申書の写しは、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

続きまして、お手元の次第、議事（２）の審議案件であります、「議案第２３９号 平塚市特定生産緑地の指定」について、議題といたします。

なお、本件につきましては、都市計画の決定や変更の案件とは異なり、生産緑地法第１０条の２第３項の規定に基づき、平塚市長から当審議会に「意見聴取」を求められている案件でございます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「議案第２３９号 平塚市特定生産緑地の指定」についてご説明いたします。

最初に、特定生産緑地制度の概要について説明させていただきます。平成２９年５月に生産緑地法の一部が改正され、「特定生産緑地制度」が創設されました。

この「特定生産緑地制度」とは、生産緑地地区の都市計画決定から３０年を迎える農地の所有者の意向を基に、当該地区を「特定生産緑地」に指定することにより、買取り申出ができる期日が１０年延長できるようになり、相続税及び固定資産税等については、税制措置が継続されるものです。

次に、指定のスケジュールについてですが、都市計画運用指針において、特定生産緑地の指定に係る事務が一斉に生じることが予想される場合、都市計画審議会を複数回開催し、柔軟に対応することが望ましいとされています。

本市においても、平成４年に都市計画決定された生産緑地地区が大部分を占めているため、複数回の特定生産緑地の指定を予定しています。平成４年に都市計画決定された生産緑地地区については、今年の１月２２日から５月２９日までを１回目の受付期間とし、今回の都市計画審議会において、意見聴取を行うこととなります。

特定生産緑地の指定に関する受付は、生産緑地地区に指定された年ごと（平成４年指定、平成５年指定等）に３０年目を迎える３年前から順次行い、それぞれ計３回の受付期間を設けています。

次に、生産緑地及び特定生産緑地に係る都市計画審議会の役割の違いについて説明します。

上段の生産緑地法第３条による生産緑地は、都市計画決定という位置づけになるため、法定縦覧を行い、都市計画法第１９条の規定による都市計画審議会の議を経て、平塚都市計画生産緑地地区の決定を行います。

一方で、下段の特定生産緑地は、生産緑地の所有者の申出があった場合、生産緑地法第１０条の２に基づく都市計画審議会の意見聴取を経て、特定生産緑地の指定を行います。なお、法定縦覧等の手続きはありません。

つまり、都市計画法による審議を行うのか、生産緑地法による意見聴取を行うかの違いになります。

具体的には、特定生産緑地の指定にあたっては、耕作放棄地になっている農地な

ど、特定生産緑地の指定が望ましくないものなどもあると考えられるため、都市計画審議会に意見聴取を行うことで、特定生産緑地として適正な農地を指定していくこととなります。

続きまして、平成4年に都市計画決定した生産緑地地区の推移をご説明いたします。

本市の生産緑地地区は、平成4年に347箇所、約50.4haを当初指定し、その後、平成8年のピーク時には395箇所、約56.8haとなりました。近年、生産緑地地区は、農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に減少傾向にあり、令和2年11月の追加・変更により295箇所、約40.9haの指定となっています。

1回目の申請期間に、特定生産緑地の指定を希望する申請は、97箇所（一部指定を含む）あり、特定生産緑地を希望しない旨の申出は14箇所ありました。

平成4年指定の生産緑地地区（241箇所）に対する申請割合は、約46%となり、このうち約87%が特定生産緑地の指定に係る意向を示しています。

これらの生産緑地地区について、今年度から特定生産緑地の指定作業を開始しています。

次に特定生産緑地指定の要件及び基準についてご説明いたします。議案書の最後106ページ目をご覧ください。

まず1番の指定の要件についてですが、次の4つの要件全てに適合する必要がございます。

1つ目は、現在、生産緑地に指定されていること。

2つ目は、農地として適正に管理されていること。

3つ目は、建築基準法の道路に2m以上接していること。ただし、現状でこの要件を満たしていない生産緑地を、そのまま特定生産緑地に指定する場合には、この限りではありません。

4つ目は、面積が300㎡以上であること、となります。

次に2番の指定の基準についてですが、次の5つの基準のいずれかに適合する必要がございます。

1つ目は、都市計画施設の区域内の生産緑地であること。

2つ目は、平塚市まちづくり条例で定められたまちづくり基本計画に基づき、公共施設等として将来整備が検討されている区域又はそれに準ずる区域に存すると判断される生産緑地とであること。

3つ目は、災害時の避難場所等として災害対策の観点から効果が期待できる生産緑地であること。

4つ目は、市民農園等として利用している又は利用できる生産緑地であること。

5つ目は、生活の中で身近に緑に触れ合える場等としての緑地機能を発揮できる生産緑地であることとなります。

調査内容及び結果ですが、まず、指定の要件について、まちづくり政策課及び平塚市農業委員会事務局の職員により、農地として適切に管理されているかどうか、

現地調査を行いました。その結果、今年度の特定生産緑地の指定に関する生産緑地地区について、指定の要件(1)から(4)に適合していることを確認しています。現地調査日については、議案書1ページ特定生産緑地の指定箇所一覧の右から二番目に記載しています。

次に、指定の基準についてですが、庁内関係課より指定の基準(3)から(5)に適合していることを確認しています。これについては、一覧の一番右に記載しています。

議案書の8ページをご覧ください。令和2年度特定生産緑地の指定に関する申出状況について、ご説明します。本日は、生産緑地番号1の特定生産緑地の指定について、具体的にご説明します。その他の生産緑地の個別状況については、前もって資料を送付させていただいているので、割愛させていただきます。

9ページ目をご覧ください。

上の表は、生産緑地番号1の特定生産緑地番号、位置、都市計画面積、特定生産緑地に既に指定されている区域、新たに指定する区域、申出基準日、現地確認日を記載しています。生産緑地地区の都市計画面積が960㎡全て特定生産緑地に指定するため、今回新たに指定する区域も960㎡となります。

左下の位置図では、生産緑地地区を緑で囲い、今回特定生産緑地に指定する区域を赤で囲っています。

右下の現況写真では、生産緑地地区の現地状況を撮影したものとなります。この写真は、ビニールハウスで営農されているものと判断されます。

以下、96件ございまして、同様の案件内容となっております。

以上で、説明は終了させていただきます。ご意見の程、よろしく申し上げます。

(会 長)

事務局より説明がございました。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員)

63ページの特定生産緑地の指定に関する申出状況の現況写真について、何に使っているかわからない土地に見えるのですが、現地で確認はされていますか。

(事務局)

農業委員会の職員が当該地について、耕作されていることを確認しています。

(委 員)

106ページの平塚市特定生産緑地の指定基準の2 指定の基準(4) 市民農園等として利用している又は利用できる生産緑地について、農業委員会では、市民農園を開設できる面積が2,000㎡以上と決められています。これに対し、生産緑地では300㎡以上ですが、違いを教えてください。

(事務局)

市民農園も市街化区域内農地の場合は、地目が畑等で、面積が300㎡以上あれば市民農園として利用することも可能と農水産課より伺っています。

(委員)

市街化調整区域では、面積が2,000㎡以上と決まっています。城島地区の市街化調整区域は水田地帯となっており、2,000㎡以上のものがなく、市民農園をつくれず荒廃地となっています。

(事務局)

市街化区域内の農地だけが対象になってます。

(会長)

他にはよろしいでしょうか。

他に意見が無いようですので、「議案第239号 平塚市特定生産緑地の指定」につきましては、異存なしとすることよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

(会長)

「ご異議なし」ということですので、「議案第239号 平塚市特定生産緑地の指定」については、異存なしとします。

(会長)

では、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしましたので、第173回平塚市都市計画審議会をこれで閉会いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

【審議会閉会】午後3時05分